

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
一般社団法人秋田市シルバー人材センター	秋田市八橋南一丁目8番2号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年2月24日